

# 「東海東京証券の証券総合取引約款・規定集」新旧対照表

(下線部分改訂：2026年5月18日より適用)

## ◆東海東京の証券総合取引約款

新	旧
<p><b>第11条 (売買等の取引の報告)</b></p> <p>1. 当社は、お客様からご注文いただいた証券総合取引が成立したときは、金商法第37条の4の規定にしたがい、契約締結時等交付書面等を作成し、遅滞なくお客様に情報提供(交付またはこれに代わる電磁的方法による提供を含みます。以下、同じ)いたします。</p> <p>2. 当社は、金商法第37条の4第1項但し書の規定にもとづき、累積投資契約による買付の契約締結時等交付書面等、その他法令等により認められている情報提供は省略することがあります。</p> <p><b>第12条 (取引および残高の報告)</b></p> <p>1. 当社は、金融商品取引業等に関する内閣府令第98条第1項第3号口の規定にもとづき、四半期に1回以上、当該期間における有価証券の売買等のお取引の内容とお取引いただいた後の残高を記載した取引残高報告書をお客様に情報提供いたします。また、お取引がない場合には、1年に1回以上、取引残高報告書をお客様に情報提供いたします。</p> <p>2. 信用取引、先物取引およびオプション取引の未決済建玉があるお客様には、毎月、取引残高報告書をお客様に情報提供いたします。</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>4. 当社は、第11条の契約締結時等交付書面等ならびに本条第1項および第2項の取引残高報告書、ならびに当社がお客様にこの約款または法令等にもとづき情報提供した書面・通知等について、通常到着すべきときに到着したものととして取り扱うことができるものといたします。</p> <p>5. 当社が情報提供した契約締結時等交付書面等または取引残高報告書等が、転居先不明、お届出の住所不一致等の理由により未到着、返戻された場合には、お取引を中止または停止させていただくことがあります。</p> <p>6. (現行どおり)</p> <p><b>附則 (2026年5月18日変更)</b></p> <p>この約款は、2026年5月18日よりお客様とのお取引に適用します。</p>	<p><b>第11条 (売買等の取引の報告)</b></p> <p>1. 当社は、お客様からご注文いただいた証券総合取引が成立したときは、金商法第37条の4の規定にしたがい、契約締結時等交付書面等を作成し、遅滞なくお客様に交付いたします。</p> <p>2. 当社は、金商法第37条の4第1項但し書の規定にもとづき、累積投資契約による買付の契約締結時等交付書面等、その他法令等により認められている書面は省略することがあります。</p> <p><b>第12条 (取引および残高の報告)</b></p> <p>1. 当社は、金融商品取引業等に関する内閣府令第98条第1項第3号口の規定にもとづき、四半期に1回以上、当該期間における有価証券の売買等のお取引の内容とお取引いただいた後の残高を記載した取引残高報告書をお客様に交付いたします。また、お取引がない場合には、1年に1回以上、取引残高報告書をお客様に交付いたします。</p> <p>2. 信用取引、先物取引およびオプション取引の未決済建玉があるお客様には、毎月、取引残高報告書をお客様に交付いたします。</p> <p>3. (省略)</p> <p>4. 当社は、第11条の契約締結時等交付書面等ならびに本条第1項および第2項の取引残高報告書、ならびに当社がお客様にこの約款または法令等にもとづき交付した書面・通知等について、通常到着すべきときに到着したものととして取り扱うことができるものといたします。</p> <p>5. 当社が交付した契約締結時等交付書面等または取引残高報告書等が、転居先不明、お届出の住所不一致等の理由により未到着、返戻された場合には、お取引を中止または停止させていただくことがあります。</p> <p>6. (省略)</p> <p><b>附則 (2025年10月1日変更)</b></p> <p>この約款は、2025年10月1日よりお客様とのお取引に適用します。</p>

## ◆オンライントレード・コールセンター利用約款

新	旧
<p><b>第1条～第2条 (現行どおり)</b></p> <p><b>第3条 (本サービスの利用手続)</b></p> <p>1 当社は、証券総合取引約款に基づき当社と証券総合取引を行うお客様のうち、原則として次の各号に該当しないお客様に、本サービスに関するご案内の資料とともにログインIDおよび仮パスワードを発行いたします。</p> <p>(1)～(3) (現行どおり)</p> <p>(4) その他本サービスの提供に適さないと当社が判断した方</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 前項の初回認証時には、<u>パスキー認証の設定</u>、および随時連絡が取れるお客様ご自身の電子メールアドレス(ただし、アドレスの種類によってはご利用いただけない場合があります。)を当社所定の方法で登録していただきます。</p>	<p><b>第1条～第2条 (省略)</b></p> <p><b>第3条 (本サービスの利用手続)</b></p> <p>1 当社は、証券総合取引約款に基づき当社と証券総合取引を行うお客様のうち、原則として次の各号に該当しないお客様に、本サービスに関するご案内の資料とともにログインIDおよび仮パスワードを発行いたします。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(4) その他<u>当社が</u>本サービスの提供に適さないと当社が判断した方</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 前項の初回認証時には、随時連絡が取れるお客様ご自身の電子メールアドレス(ただし、アドレスの種類によってはご利用いただけない場合があります。)を当社所定の方法で登録していただきます。</p>

新	旧
<p>4 以下のお客様は、第2条第1項第1号のサービス（本項第1号については、入金サービス利用および一部の個人登録情報の変更等を含みます。）を制限させていただきます。</p> <p>(1) <u>パスキー認証を利用してログインされない方</u></p> <p>(2) 成年に達していない方</p> <p>(3) 日本国内の居住者でない方</p> <p>(4) 法人口座</p> <p>(5) その他当社がサービスの提供の限定が必要と判断した方</p> <p><b>第4条（本サービスのご利用について）</b></p> <p>1 お客様は、当社の本サービスについて、次の各号に掲げる取引の種類に応じて当該各号に掲げる時点からご利用いただけます。</p> <p>(1) オンライントレード 前条第2項の初回認証およびパスキー認証の設定が完了したとき</p> <p>(2) コールセンター取引 コールセンターに架電し、取引時確認手続きが完了したとき</p> <p>(3) 情報提供サービス <u>前条第2項の初回認証が完了したとき</u></p> <p>(4) 電子交付サービス 当社所定の電子交付サービスの手続きが完了したとき</p> <p>2（現行どおり）</p> <p><b>第5条（パスキー認証情報およびパスワード管理）</b></p> <p>1（現行どおり）</p> <p>2 <u>パスキー認証情報（これらを利用するための端末および生体認証情報等）、ログインIDおよびパスワード（仮パスワードおよびその後に変更されたパスワードを含みます。）は、お客様ご自身の責任において厳重に管理するものとし、これらの使用はお客様ご本人のみとし、共同の利用および第三者への貸与または譲渡をすることはできません。</u></p> <p>3 <u>本サービスに関して、パスキー認証を利用したログインの場合には、当社は確認の義務を負うことなくお客様ご本人によるログインとみなして、オンライントレードにおける発注をお受けし、情報提供サービスのご提供をいたします。</u></p> <p>4 <u>本サービスに関して、ログインIDおよびパスワードが当社のシステムに登録されているものと一致した場合には、当社は確認の義務を負うことなくお客様ご本人によるログインとみなして、情報提供サービスのご提供をいたします。</u></p> <p>5 <u>お客様は、ログインIDおよびパスワードを失念または紛失された場合、当社所定の手続に従い再発行手続きを行っていただくことができます。また、パスキー登録の解除が必要となった場合、当社所定の手続に従い利用解除を行っていただくことができます。</u></p> <p><b>第6条～第11条（現行どおり）</b></p> <p><b>第12条（取引注文の取消または変更）</b></p> <p>1（現行どおり）</p> <p>2 お客様が取引注文の取消または変更のお手続きを行なわれた場合であっても、ご指示が間に合わず取引注文が成立する場合がありますので、お客様は、取消または変更のお手続きを行なわれたときには、取引注文が取消または変更されたことを必ずオンライントレードシステム上の確認画面またはオペレーターに確認していただくものといたします。</p> <p>3（現行どおり）</p> <p><b>第13条～第17条（現行どおり）</b></p>	<p>4 以下のお客様は、第2条第1項第1号のサービスを制限させていただきます。</p> <p>（新設）</p> <p>(1) 成年に達していない方</p> <p>(2) 日本国内の居住者でない方</p> <p>(3) 法人口座</p> <p>(4) その他当社がサービスの提供の限定が必要と判断した方</p> <p><b>第4条（本サービスのご利用について）</b></p> <p>1 お客様は、当社の本サービスについて、次の各号に掲げる取引の種類に応じて当該各号に掲げる時点からご利用いただけます。</p> <p>(1) オンライントレード 前条第2項の初回認証が完了したとき</p> <p>(2) コールセンター取引 コールセンターに架電し、取引時確認手続きが完了したとき</p> <p>(3) 情報提供サービス <u>第1号に同じ</u></p> <p>(4) 電子交付サービス 当社所定の電子交付サービスの<u>申し込み</u>手続きが完了したとき</p> <p>2（省略）</p> <p><b>第5条（パスワード管理）</b></p> <p>1（省略）</p> <p>2 ログインIDおよびパスワード（仮パスワードおよびその後に変更されたパスワードを含みます。）は、お客様ご自身の責任において厳重に管理するものとし、これらの使用はお客様ご本人のみとし、共同の利用および第三者への貸与または譲渡をすることはできません。</p> <p>（新設）</p> <p>3 <u>本サービスに関して、ログインIDおよびパスワードが当社のシステムに登録されているものと一致した場合には、当社は確認の義務を負うことなくお客様ご本人によるログインとみなして、オンライントレードにおける発注をお受けし、情報提供サービスのご提供をいたします。</u></p> <p>4 <u>お客様は、ログインIDおよびパスワードを失念または紛失された場合、当社所定の手続に従い再発行手続きを行っていただくことができます。</u></p> <p><b>第6条～第11条（省略）</b></p> <p><b>第12条（取引注文の取消または変更）</b></p> <p>1（省略）</p> <p>2 お客様が取引注文の取消または変更のお手続きを行なわれた場合であっても、ご指示が間に合わず取引注文が成立する場合がありますので、お客様は、取消または変更のお手続きを行なわれたときには、取引注文が取消または変更されたことを必ずオンライントレード上の確認画面またはオペレーターに確認していただくものといたします。</p> <p>3（省略）</p> <p><b>第13条～第17条（省略）</b></p>

新	旧
<p><b>第18条（電子交付サービスの提供の開始）</b>  <u>次のいずれかに該当する場合は、当社は、お客様に対し電子交付サービスの提供を開始します。</u>  (1) <u>お客様が当社所定の方法により電子交付サービス利用の申込みを行った場合</u>  (2) <u>当社が、法令諸規則の定めに基づき、電子交付の対象書面等を当社ホームページ等により告知し、当該書面について電子交付を行う旨を通知した後、当社所定の期間内に、お客様から紙媒体による書面の交付の継続を希望する旨の意思表示がなされなかった場合</u></p> <p><b>第19条（対象書面）</b>  1 <u>前条第1項第1号により、当社が電子交付により提供する書面は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律、租税特別措置法、各金融商品取引所受託契約準則および金融商品取引業協会関係規則等において規定されている電子交付等が認められている書面のうち、当社が指定し、当社または当社が契約しているデータセンターで運営されるホームページ内の認証が必要とされる特定の画面等に掲載する次の各号に掲げる書面（以下「対象書面」といいます。）とします。</u>  (1)～(7)（現行どおり）  2 <u>前条第2号により電子交付サービスにて提供する電子交付の対象書面は、前項(1)～(7)に定める書面のうち、当社ホームページ等によりデジタル提供対象書面として告知する書面とします。なお、お客様の当社所定の申込みに基づき、デジタル提供対象書面以外の対象書面についても電子交付することができるものとします。</u></p> <p><b>第20条（電子交付方法）</b>  <b>第21条（対象書面の交付日）</b></p> <p><b>第22条（電子交付サービスの提供等）</b>  <u>電子交付サービスの提供等に当たっては、お客様が、次の各号に掲げる事項について十分に理解した上で、お客様ご自身の判断と責任において当該サービスの提供等を受けることに同意し、これを確認したものとみなします。</u>  (1)～(6)（現行どおり）  (7) <u>紙媒体による交付への変更を希望する場合は、当社に連絡をし、書面交付希望の申出を行う必要があること</u></p> <p><b>第23条（電子交付サービスにおける取扱い）</b></p> <p><b>第24条（電子交付サービスの解約等）</b>  <u>当社は、お客様が、当社所定の方法により、電子交付サービスの解約等を希望する旨または第19条第2項に規定するデジタル提供対象書面について紙媒体による交付を希望する旨の申し出をされ、当社が当該申し出を受理した場合、電子交付サービスの提供を終了するものとします。また、電子交付サービスの提供を終了した場合は、既に電子交付等を行った電子書面の記載事項を消去する指図がお客様からあったものとみなし、当社で当該記載事項を消去する場合があります。</u>  <u>電子交付サービスの提供終了後は、当社からの対象書面の交付は郵送による交付に切り替えます。ただし、対象書面毎に、郵送への交付切替時期が異なる場合があります。</u></p> <p><b>第25条（閲覧の停止）</b>  <b>第26条（対象書面の追加）</b>  <b>第27条（注意事項）</b></p>	<p><b>(新設)</b></p> <p><b>第18条（対象書面）</b>  <u>電子交付サービスにおいて、当社が電子交付により提供する書面は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律、租税特別措置法、各金融商品取引所受託契約準則および金融商品取引業協会関係規則等において規定されている電子交付等が認められている書面のうち、当社が指定し、当社または当社が契約しているデータセンターで運営されるホームページ内の認証が必要とされる特定の画面等に掲載する次の各号に掲げる書面（以下「対象書面」といいます。）とします。</u>  (1)～(7)（省略）  <b>(新設)</b></p> <p><b>第19条（電子交付方法）</b>  <b>第20条（対象書面の交付日）</b></p> <p><b>第21条（申し込み）</b>  1 <u>電子交付サービスの申し込みは、当社が定める方法により申し込むものとし、当社は、当該申し込みを確認できたものに限り、電子交付サービスの提供を行うものとします。</u>  2 <u>当社は前項の当該申し込みの確認をもって、お客様が、次の各号に掲げる事項を十分に理解し、お客様ご自身の判断と責任において電子交付サービスをご利用されることに同意したものとみなします。</u>  (1)～(6)（省略）  <b>(新設)</b></p> <p><b>第22条（電子交付サービスにおける取扱い）</b></p> <p><b>第23条（電子交付サービスの解約等）</b>  <u>当社は、第21条の規定による申し込みの承諾を行ったお客様から電子交付サービスの解約等の申し出があった場合、電子交付サービスを提供しないものとします。また、電子交付サービスを解約した場合は、既に電子交付等をおこなった電子書面の記載事項を消去する指図がお客様からあったものとみなし、当社で当該記載事項を消去する場合があります。</u>  <u>電子交付サービスの解約後は、当社からの対象書面の交付は郵送による交付に切り替えます。ただし、対象書面毎に、郵送への交付切替時期が異なる場合があります。</u></p> <p><b>第24条（閲覧の停止）</b>  <b>第25条（対象書面の追加）</b>  <b>第26条（注意事項）</b></p>

新	旧
<p><b>第28条（免責事項）</b>          当社は、次に掲げる事項により生じるお客様の損害については、その責任を負わないものといたします。ただし、当社の故意または重大な過失によりお客様に生じた直接の損害についてはこの限りではありません。</p> <p>(1) オンライントレードまたはコールセンター取引のご利用に関し、次に掲げる取引により生じた損害</p> <p>ア) <u>パスキー認証を利用してログインした際の取引（第三者によるパスキー認証情報の登録およびそのパスキー認証の利用も含まれます）</u></p> <p>イ) お客様が入力された取引パスワード等と当社が記録している取引パスワードおよび口座番号等の一致を当社が確認した取引</p> <p>ウ) 第三者が取引パスワード等を不正に使用して行った取引</p> <p>(2)～(10)（現行どおり）</p> <p><b>第29条（届出事項の変更）</b>  <b>第30条（本サービスの停止）</b>  <b>第31条（この約款の変更）</b>  <b>第32条（合意管轄）</b></p> <p><b>附則（2026年5月18日変更）</b>          この約款は、<u>2026年5月18日</u>よりお客様とのお取引に適用します。</p>	<p><b>第27条（免責事項）</b>          当社は、次に掲げる事項により生じるお客様の損害については、その責任を負わないものといたします。ただし、当社の故意または重大な過失によりお客様に生じた直接の損害についてはこの限りではありません。</p> <p>(1) オンライントレードまたはコールセンター取引のご利用に関し、次に掲げる取引により生じた損害。</p> <p>（新設）</p> <p>ア) お客様が入力されたパスワード等と当社が記録しているパスワード等および口座番号、<u>ID</u>等の一致を当社が確認した取引。</p> <p>イ) 第三者がパスワード等を不正に使用して行った取引。</p> <p>(2)～(10)（省略）</p> <p><b>第28条（届出事項の変更）</b>  <b>第29条（本サービスの停止）</b>  <b>第30条（この約款の変更）</b>  <b>第31条（合意管轄）</b></p> <p><b>附則（2025年10月1日変更）</b>          この約款は、<u>2025年10月1日</u>よりお客様とのお取引に適用します。</p>